

(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業審査会の概要

- 1 設置年月日
令和8年2月3日
- 2 根拠法令
熊谷市PFI事業等審査会条例
- 3 設置目的及び所掌事務
(仮称) 汚泥再生処理センターの整備に当たり、事業者の選定について公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため設置する。
- 4 委員数
6名
- 5 委員の任期
市長が委嘱し、また任命した日から事業者の選定に係る審査が終了する日まで
- 6 会議の公開の区分
非公開
理由：熊谷市PFI事業等審査会条例第5条第4項
- 7 事務局
環境部環境推進課